

令和 2 年第 4 回定例会 その 1

文教経済常任委員会会議概要

委員長 中 村 美津緒

副委員長 橋 本 尚 美

1 開催日 令和2年12月11日（金曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第159号 青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市青森駅前自転車等駐車場）

議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市古川市民センター）

議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市沖館市民センター）

議案第171号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市森の広場）

議案第172号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部工業団地多目的施設）

議案第173号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあい農園）

議案第174号 公の施設の指定管理者の指定について（南北後潟館）

議案第175号 公の施設の指定管理者の指定について（野木ふるさと館）

議案第176号 公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター）

議案第177号 公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村センター）

議案第178号 公の施設の指定管理者の指定について（銀農村センター）

議案第179号 公の施設の指定管理者の指定について（増館農村センター）

議案第180号 公の施設の指定管理者の指定について（五本松農村センター）

議案第181号 公の施設の指定管理者の指定について（吉野田農村センター）

議案第182号 公の施設の指定管理者の指定について（徳長農村センター）

議案第183号 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村センター）

- 議案第 184 号 公の施設の指定管理者の指定について（孫内農村センター）
- 議案第 185 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市営八甲田放牧地第一牧場等）
- 議案第 186 号 公の施設の指定管理者の指定について（月見野森林公園）
- 議案第 187 号 公の施設の指定管理者の指定について（浅虫温泉森林公園）
- 議案第 188 号 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村公園）
- 議案第 189 号 公の施設の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）
- 議案第 190 号 公の施設の指定管理者の指定について（本郷農村公園）
- 議案第 191 号 公の施設の指定管理者の指定について（北中野農村公園）
- 議案第 192 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡交流センター）
- 議案第 193 号 公の施設の指定管理者の指定について（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル）
- 請願第 5 号 新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願
- 請願第 6 号 学校給食に関する請願

○出席委員

委員 長	中 村 美津緒	委 員	天 内 慎 也
副委員 長	橋 本 尚 美	委 員	長谷川 章 悦
委 員	蛭 名 和 子	委 員	館 山 善 也
委 員	山 脇 智	委 員	奈良岡 隆
委 員	山 本 治 男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	成 田 一二三	経 済 部 参 事	高 野 光 広
市 民 部 長	坪 真紀子	農 林 水 産 部 次 長	小 笠 原 訓 史
経 済 部 長	木 村 文 人	農 林 水 産 部 中 央 卸 売 市 場 長	若 佐 谷 昭 人
経 済 部 理 事	百 田 満	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	奥 崎 文 昭
農 林 水 産 部 長	加 藤 文 男	教 育 委 員 会 事 務 局 浪 岡 教 育 事 務 所 長	長 谷 川 敬
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	工 藤 裕 司	教 育 委 員 会 事 務 局 参 長	田 中 聡 子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	永 澤 治	農 林 水 産 部 農 業 振 興 セ ン タ ー 所 長	佐 藤 保

浪岡事務所副所長 三 浦 大 延
経 済 部 次 長 荒 内 隆 浩
経 済 部 次 長 横 内 信 満

農林水産部農地林務課長 今 野 恭 男
関 係 課 長

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 岩 間 憲 仁
議事調査課主事 高 木 渉

議事調査課主事 北 山 賢 臣

○**中村美津緒委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。
長谷川委員が少し遅れておりますので、よろしくお願ひします。

本日は、付託議案の説明のため、三浦浪岡事務所副所長が本委員会に出席してあります。

本日の案件に先立ち、理事者の皆さまに、私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き、必要最小限の人数にとどめるよう御配慮お願ひいたします。

〔長谷川章悦委員入室〕

○**中村美津緒委員長** また、本日は、委員の改組後の最初の常任委員会ですので、出席している理事者に自己紹介をお願ひしたいと思ひます。市民部長から順にお願ひいたします。

○**坪真紀子市民部長** 市民部長の坪真紀子でございます。今後とも、御指導のほど、よろしくお願ひいたします。

○**木村文人経済部長** 経済部長の木村文人でございます。よろしくお願ひいたします。

○**百田満経済部理事** 経済部理事の百田でございます。よろしくお願ひいたします。

○**加藤文男農林水産部長** 農林水産部長の加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○**成田一二三教育長** 教育長の成田一二三でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から、教育委員会事務局の部長級以上の職員を御紹介いたします。

教育部長の工藤裕司です。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 工藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○**成田一二三教育長** どうぞよろしくお願ひいたします。

○**永澤治農業委員会事務局長** 農業委員会事務局長の永澤治でございます。よろしくお願ひいたします。

○**三浦大延浪岡事務所副所長** 浪岡事務所副所長の三浦でございます。よろしくお願ひいたします。

○**中村美津緒委員長** はい、ありがとうございました。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案27件及び請願2件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第159号「青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の

制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 議案第 159 号「青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 改正理由」であります。本市では、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、国及び県の確認・承認を受けて地域経済牽引事業の施設等を設置する事業者について、条例に基づき、3 か年度、固定資産税を免除する措置を講じております。

今般、同法の一部改正等により、本市条例が引用しております条項等の整理が必要となったため、所要の改正を行うものであります。

地域経済牽引事業であります。改正理由の下段に説明を記載しておりますとおり、「地域の特性を生かして地域の事業者に対する経済的効果を及ぼすことにより、経済活動を牽引する先進的であると認められる事業」であります。

「2 法改正の概要」を御覧ください。国の法律の一部改正につきましては、中小企業による事業承継の円滑化を図ることを目的としており、事業承継等により中小企業者の要件を満たさなくなった事業者に対しても、計画期間中は支援を継続する措置等の条項が追加されております。

また、この法改正に伴いまして、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令」の省令名が変更されることとなり、省令名中の第 25 条が第 26 条に変更される省令改正が行われております。

次に、「3 改正内容」についてであります。表は、改正前後の比較となっております。先ほど御説明いたしましたとおり、(1) につきましては、同法に事業承継の際の特例措置等の条項が追加されましたことから、第 24 条を第 25 条とする条項の整理を行うものであります。

また、(2) につきましても、省令名中の第 25 条が第 26 条に変更される省令改正が行われましたことから、その整理を行うものであります。

資料 2 の新旧対照表には、先に申し上げました改正箇所を掲載しております。

最後に、「4 施行期日」につきましては、公布の日からの施行となります。説明は以上でございます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 159 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 168 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市青森駅前自転車等駐車場）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 議案第 168 号の説明に先立ちまして、本定例会に議案を提出しております、「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、議会の議決を経て指定することになっております。

このたび、令和 3 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了となる施設について、指定管理者の候補者を決定しましたことから、本条例に基づき、指定に係る議案について提出するものであります。

配付資料「公の施設の指定管理者の指定について」を御覧ください。

こちらの資料は、本常任委員会に係る施設の指定管理者の選定結果を取りまとめたものであります。

このたびの指定管理者の募集期間といたしましては、8 月 3 日から 9 月 8 日までに各施設の指定管理者募集要項を配布し、9 月 1 日から 9 月 8 日まで応募の受付を実施いたしました。

なお、この期間に応募がなかった No. 18 から No. 22 及び No. 24 の施設につきましては、募集内容を見直した上で再募集を行い、10 月 9 日から 10 月 19 日まで応募の受付を実施したところです。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、企画部次長を委員長とする各部局の次長職にある職員、学識経験者及び財務等について識見を有する者を委員とする指定管理者選定評価委員会において、応募団体から提出された書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上対策及び収支計画等の審査項目について、点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定いたしました。

指定期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

次に、各施設の指定管理者候補者等について御説明いたします。当常任委

員会に関係する施設といたしましては、市民部所管施設が No. 1 の 1 施設、経済部所管が No. 4、No. 5、No. 30、No. 31 の 4 施設、農林水産部所管が No. 6 から No. 28 の 23 施設、浪岡事務所所管が No. 29 の 1 施設、教育委員会事務局所管が No. 2、No. 3 の 2 施設の合計 31 施設となっております。

今回選定された各施設の指定管理者候補者につきましては、表に記載のとおりであります。現在の指定管理者と今回の指定管理者候補者が異なる施設は、No. 18 から No. 22 までの 5 施設と、No. 24 の施設となっており、その他の施設は、現在の指定管理者と同じ団体が候補者となっております。

それでは、議案第 168 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第 168 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市青森駅前自転車等駐車場であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、項目ごとに選定基準及び配点を設けており、大きく 5 つの項目に分類しますと、「1 管理運営全般について」は 30 点、「2 管理について」は 45 点、「3 運営について」は 40 点、「4 応募団体について」は 5 点、「5 効率性について」は 30 点としており、5 項目の合計で 150 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、「1-d 財務の健全性」、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除き、「大変よい」を満点、「全く不十分」を 0 点、その中間値を「普通」として、各選定評価委員会委員が応募団体からの提案内容を項目ごとに点数評価しております。

また、「1-d 財務の健全性」の採点基準につきましては、直近 3 事業年度の当期利益及び利益剰余金の状況によって、表に記載のと通りの点数評価としており、一度でも債務超過の状態がある団体については応募資格がないものとし、利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合があります。

3 ページを御覧ください。

「5 効率性について」の採点基準につきましては、指定管理料基準額に対し、提案された指定管理料の経費縮減率によって、表に記載のと通りの配点としております。

なお、最低得点につきましては、候補者の水準を確保するため、個別項目採点基準において「普通」とした点数等を基に算定した 79 点、また、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除いた場合には 64 点とし、これらの得点に満たない場合は失格としております。

4 ページを御覧ください。

「3 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております、選定評価委員会委員の採点の平均値である得点の合計は、A 者が 127.34 点、B 者が 101.24 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、評価の主なポイントを記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「6 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たし、応募団体の中で最高点を獲得した青森アドセック株式会社が、令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところでもあります。

以上、議案第 168 号について御説明いたしました、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 168 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 169 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市古川市民センター）」及び議案第 170 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市沖館市民センター）」の計 2 件の議案については、当該施設が同一の条例により設置されているものであり、関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら 2 件の議案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 議案第 169 号及び議案第 170 号につきましては、青森市市民センター条例で位置づけられた施設として関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

対象となる施設は、青森市古川市民センターと青森市沖館市民センターの 2 施設となっております。

まず、議案第 169 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結

果」を御覧ください。

対象施設は、青森市古川市民センターであります。

「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で140点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、先ほど説明がありました他の施設と内容が同様でありますことから、説明を割愛させていただきますが、非公募の場合といたしまして、最低得点に満たない場合は、申請書を再提出していただくこととしております。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、青森市古川市民センター管理運営協議会で、現在の指定管理者であります。

次に、「4 審査結果」につきましては、3ページから4ページにかけて、表に記載のとおりとなっておりますが、青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の得点の合計は、103.54点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第170号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市沖館市民センターであります。

「2 選定方法」につきましては、先ほどの議案第169号と同様となっております。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、青森市沖館市民センター管理運営協議会で、現在の指定管理者であります。

引き続き、3ページ及び4ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、応募団体の得点の合計は、102.45点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしておりますことから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第169号及び議案第170号について一括して御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。館山委員。

○館山善也委員 沖館市民センターで、審査結果の2「c.職員の雇用・労働条件について」が3.83点ということで、5点の配点の場合は、4点でよいになっていると思うんですが、古川市民センターと比べて、1点以上の差があるということはどういうことなのか御説明できますか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 この採点については、指定管理者選定評価委員会のほうでつけたものでありますので、そこの摘要にありますけれども、古川市民センターのほうが評価が高かったということでもあります。

今、その指摘内容については申し上げることはできません。申し訳ございません。

○中村美津緒委員長 よろしいですか。

○館山善也委員 いいです。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第169号について採決いたします。

議案第169号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第169号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第170号について採決いたします。

議案第170号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第170号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第171号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市森の広場）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 議案第171号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第171号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を

御覧ください。

対象施設は、青森市森の広場であります。

「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で125点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、さきに説明のありました他の施設と内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、新城縁故者委員会の1者で、現在の指定管理者であります。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりで、選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の「得点」の合計は、88.43点となっております。

4ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第171号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第171号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第172号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部工業団地多目的施設）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 議案第172号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第172号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市西部工業団地多目的施設であります。

選定方法につきましては、表に記載の配点としており、各項目の合計で 155 点を満点としております。

2 ページ及び 3 ページに記載の「(2) 個別項目採点基準」につきましては、さきに御説明いたしました他の施設と同様でありますので、説明を割愛させていただきます。

4 ページを御覧ください。

「3 審査結果」であります。各応募団体の得点の合計は、A 社が 109.96 点、B 社が 124.49 点となっております。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「6 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていること、さらに、応募があった 2 団体の中で最高点であることから、株式会社城ヶ倉観光が令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間の指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 172 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 172 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 173 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあい農園）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 議案第 173 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市ふれあい農園であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のとおり配点としており、合計で 155 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、これまで説明のあった他の施

設と内容が同様でありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、青森農業協同組合の1者から応募がありました。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっており、青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値である得点の合計は、108.09点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、青森農業協同組合が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第173号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第173号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第174号「公の施設の指定管理者の指定について（南北後潟館）」から議案第176号「公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター）」までの計3件の議案については、当該施設が同一の条例によって設置されているものであり、関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら3件の議案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 議案第174号から議案第176号につきましては、青森市農村環境整備共同利用センター条例で位置づけられた施設として関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

対象となる施設は、南北後潟館、野木ふるさと館及び牛館ふれあいセンター

の3施設となっております。

お手元に配布しております議案第174号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、南北後潟館であります。

「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で155点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、これまで説明のあった他の施設と内容が同様でありますことから、説明を割愛させていただきますが、非公募の場合といたしまして、最低得点に満たない場合は、申請書を再提出していただくこととしております。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、南北後潟館管理運営協議会で、現在の指定管理者であります。

引き続き3ページ及び4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております、青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の得点の合計は、101.58点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第175号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、野木ふるさと館であります。

「2 選定方法」につきましては、議案第174号と同様となっております。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、野木ふるさと館管理運営協議会で、現在の指定管理者であります。

引き続き3ページ及び4ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、96.61点となっております、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第176号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、牛館ふれあいセンターであります。

「2 選定方法」につきましては、議案第 174 号と同様となっております。
3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、牛館ふれあいセンター管理運営協議会
会で、現在の指定管理者であります。

引き続き 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、102.53 点となっており、
応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 3 年 4 月
1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところでありませ

以上、議案第 174 号から議案第 176 号について一括して御説明いたしまし
たが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第 174 号について採決いたします。

議案第 174 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 174 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 175 号について採決いたします。

議案第 175 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 175 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 176 号について採決いたします。

議案第 176 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 176 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 177 号「公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村
センター）」から議案第 184 号「公の施設の指定管理者の指定について（孫内

農村センター)」までの計 8 件の議案については、当該施設が同一の条例により設置されているものであり、関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら 8 件の議案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 議案第 177 号から議案第 184 号につきましては、青森市農村センター条例で位置づけられた施設として関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

対象となる施設は、女鹿沢農村センター、銀農村センター、増館農村センター、五本松農村センター、吉野田農村センター、徳長農村センター、郷山前農村センター及び孫内農村センターの 8 施設となっております。

お手元に配布しております議案第 177 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、女鹿沢農村センターであります。

「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 155 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、これまで説明のあった他の施設と内容が同様でありますことから、説明を割愛させていただきますが、非公募の場合といたしまして、最低得点に満たない場合は、申請書を再提出していただくこととしております。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、女鹿沢農村コミュニティーセンター連絡協議会で、現在の指定管理者であります。

引き続き 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっており、青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の得点の合計は、94.94 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第 178 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、銀農村センターであります。

「2 選定方法」につきましては、議案第 177 号と同様となっております。
3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、銀町内会で、現在の指定管理者であります。

引き続き 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、96.66 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第 179 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、増館農村センターであります。

「2 選定方法」につきましては、議案第 177 号と同様となっております。
3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、増館町内会で、現在の指定管理者であります。

引き続き 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、96.81 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第 180 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、五本松農村センターであります。

「2 選定方法」につきましては、議案第 177 号と同様となっております。
3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、五本松農村センター管理委員会で、現在の指定管理者であります。

引き続き 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、95.03 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第 181 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、吉野田農村センターであります。

「2 選定方法」につきましては、議案第 177 号と同様となっております。
3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、吉野田町内会で、現在の指定管理者であります。

引き続き 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、101.79 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第 182 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、徳長農村センターであります。

「2 選定方法」につきましては、議案第 177 号と同様となっております。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、北部農業構造改善センター管理運営委員会で、現在の指定管理者であります。

引き続き 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、97.87 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第 183 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、郷山前農村センターであります。

「2 選定方法」につきましては、議案第 177 号と同様となっております。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、郷山前町内会で、現在の指定管理者であります。

引き続き 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、99.95 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第 184 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、孫内農村センターであります。

「2 選定方法」につきましては、議案第 177 号と同様となっております。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、孫内町会で、現在の指定管理者であります。

3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、96.73 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 177 号から議案第 184 号について一括して御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 これを見れば、全部点数が約半分になっている。そして、前にも言ったと思うが、センターから運営費とかが非常に少ないということが言われているが、点数の中身的なことはここで分かりますか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 今の御質疑で、中身というのは基準額の中身でしょうか。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 30 点のところは 15 点になっているとかというところがあって、何で、ほとんどみんな点数が半分なのか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 選定委員会の委員の方々が審査して点数をつけて、その合計が記載されるものでありますので、我々は誰がどのようにしてどう判断してというのは分からないところであります。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第 177 号について採決いたします。

議案第 177 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 177 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 178 号について採決いたします。

議案第 178 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 178 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 179 号について採決いたします。

議案第 179 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 179 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 180 号について採決いたします。

議案第 180 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 180 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 181 号について採決いたします。

議案第 181 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 181 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 182 号について採決いたします。

議案第 182 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 182 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 183 号について採決いたします。

議案第 183 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 183 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 184 号について採決いたします。

議案第 184 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 184 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 185 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市営八甲田放牧地第一牧場等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 議案第 185 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市営共同牧野条例に位置付けられた青森市営八甲田放牧地第一牧場・第二牧場・第三牧場・育成牧場及び青森市営柴森山放牧場の 5 施設を一括管理するものであります。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 155 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、これまで説明のあったとおり他の施設と内容が同様でありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、青森農業協同組合の 1 者から応募がありました。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっており、青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値である得点の合計は、93.34 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、青森農業協同組合が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 185 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この審査結果ですけれども、「同種の施設管理業務の実績」、5 点配点中 0.5 点、1 点にも満たない 0.5 点ですよ。私は不思議だなと思って、今度、指定管理を受けることになった青森農業協同組合の業務内容を調べてみました。その中に、肉の取扱いについてはあるのですけれども、牛の飼養・生産、そういった牛の飼養に関すること、ましてや、この牧野。牧野って専門知識がないとできないとこですよ。その牧野の管理なんて全く業務内容になかったんですよ。果たして本当にできるのかなど。

この第一牧場、第二牧場、第三牧場の広さを見ると、700 ヘクタールくらいありますよね。700 ヘクタールですよ。こんな広大な牧野を経験のないところが管理できるのか、牛の放牧地を管理できるのかと私は不思議に思いますよ。

私はできないんじゃないかと思う。

それで今回、不思議に思ったので、指定管理者の募集要項を見てみました。その中で仕様書があります。市でもって指定管理者に求めているもの。これをクリアしていないと指定管理なんてできないわけですからね。見たら、放牧牛の管理とか、草地管理とか、色々あります。それで、1つ聞きたいのですが、放牧牛の管理——当然、放牧牛がいっぱいいますよね。その場合に、放牧牛の巡視については、1日2回以上行うものとし、疾病牛、発情牛、種つけの確認を行うこととありますけれども、果たしてこれできるのでしょうか、教えてください。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます、農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 細部にわたることですので、担当課のほうから説明させたいと思います。

○佐藤保農業振興センター所長 農業振興センターの佐藤です。よろしくお願いいたします。

青森農業協同組合とすれば、今別町で牧野の管理の業務委託を実際に行っております。その中の業務内容といたしましては、牧野施設の管理、草刈り、牛の管理ということで、本市で出している指定管理の内容とほぼ同じような業務がなされております。ただ、指定管理ではありませんので、使用許可や収納事務については今別町でやっているという状況であります。

あと、青森農業協同組合では、人工授精師の免許、牛の鑑定の免許を持っている方がいらっしゃるということですので、対応は可能と考えております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 その場所ほどのくらいの広さですか。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 2か所ありまして、合計で201ヘクタールであります。草地面積で201ヘクタールであります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員

○奈良岡隆委員 青森市の共同牧野、第一牧場が100ヘクタール、第二牧場が166ヘクタール、第三牧場が196ヘクタール、育成牧場が35ヘクタール、柴森山放牧場が168ヘクタールです。約670ヘクタール、こんな広大な土地の管理を本当にできるのか。これで行くと、1日2回巡視をするということになっていきますよ。それから、草地管理って非常に難しいんですよ。この草地管理について、雑草とか、当然生えてきますけれども、それについては後でもう一回聞きますけれども、とにかく疾病牛とか、発情牛とか、何人でやられるつもりなんですか。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 まず面積の関係であります。奈良岡委員から約 670 ヘクタールありますとのことでありましたが、全体の面積ではそうなります。草地面積とすれば、全体で 345.5 ヘクタールとなりますので、今別町の 201 ヘクタールの 2 倍弱という形にはなります。

あと、牛を見る人ということですが、現在の指定管理者の現場の職員の方を何名か使うということで、慣れている方をそのまま使わせてもらうというお話であります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 柴森山の放牧場を抜きにして話したと思うんですけども、ここの部分についても、168 ヘクタール、これも年に 2 回程度、草刈りをしないといけないんですよ。だから、ここも除外できないんですよ。年に 2 回、168 ヘクタールを草刈りしなければならないんですよ。

ましてや、さっきの答弁だと、今まで指定管理者だった東青畜産農業協同組合から人を融通してもらうということでしたが、東青畜産農業協同組合できなくなったから指定管理をやめたんでしょう。高齢化が進んで、けが人が出て、何もできない。だから、指定管理を自分たちでできないということをやめたのに、そういうところから人を手配してもらうって言ったって、計画ではそうかもしれないけども、実際、指定管理になってできるかという、私、本当に心配ですよ。指定管理は 5 年間ですよ。やってもらって、指定管理して、できないとなればどうするんですか。きちんとできるところを確認して、もっと詳しい説明をしてもらわないとできないと思いますよ。

さっき、この牧草地は何人で管理するのか聞いたんですけども、何人で管理するんですか。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 常時、毎日 2 人を 3 人体制で回すということです。

○中村美津緒委員長 奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 この広大な牧野を 3 人で、牛も管理するんですか。ましてや病気が出たら、それをちゃんと病気かどうかを見極めなきゃならないんですよ。3 人でできるんですか。3 人で回るだけでも大変ですよ、この広さは。

例えば、このほかにも共同牧野の管理規則というものもありますよ。これを見ると、きちんとやらなきゃいけないことがいっぱい出てます。指定管理者は、牧野の有害植物の除去を行ったり、病害虫の発生の予知に努めたりして、そういうことが起こった場合には速やかにその駆除に当たる。この広大な土地を 3 人で、それも牛もいるしそういう牧草地の管理もしなきゃいけない。

私は、今の説明だと納得できない。もう少し詳しく教えてもらわないと。

できるわけないと思いますよ、3人で。それで、5年間ですよ。5年間、指定管理を任せることになるんですよ。青森市の牧野が草だらけになったらどうするんですか。

私は、今の市の説明ではとてもじゃないけど納得できません。ぜひこれは継続審査にしてもらって、もう一度、市のほうから詳しい計画や説明を聞きたいと思います。

○中村美津緒委員長 他に発言はありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 私も、「同種の施設管理業務の実績」が0.50という採点で気になったんですけども、今の説明ですと、青森農業協同組合が今別町で同様のことをやっているということによろしいのですか。確認です。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

今別町で業務的にはほぼ同じ業務を実施しているということは確認しております。ただ、点数が低い部分については、指定管理者選定評価委員会の中でどのような議論がなされ、どう評価されたのかというのは、私ども答えられない部分ですが、残念ながら低い点数であったということでありまして、今申し上げましたとおり、今別町の牧場のほうでは業務しております。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 それは、選定の資料にはあったということではないのでしょうか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 指定管理者選定評価委員会の中で、担当から聞いた話で申し訳ありませんが、指定管理者選定評価委員会の中で、この今別町営牧場では何頭放牧しているのですかというようなお問い合わせがあったと聞いておりますが、それ以外に細かい質問はなかったということです。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

本案については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

議案第185号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第185号は、閉会中の継続審査と……

〔「異議ありと言いましたよ。聞こえませんでしたか。」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 すいません、聞こえませんでした。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 185 号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立多数であります。

よって、議案第 185 号については、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

次に、議案第 186 号「公の施設の指定管理者の指定について（月見野森林公園）」及び議案第 187 号「公の施設の指定管理者の指定について（浅虫温泉森林公園）」の計 2 件の議案については、当該施設が同一の条例により設置されているものであり、関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら 2 件の議案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 議案第 186 号及び議案第 187 号につきましては、青森市森林公園条例に位置づけられた施設として関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

対象となる施設は、月見野森林公園と浅虫温泉森林公園の 2 施設となっております。

お手元に配付しております議案第 186 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、月見野森林公園であります。

「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 155 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、これまで説明のあった他の施設と内容が同様でありますことから、説明を割愛させていただきます。

4 ページを御覧ください。

応募者につきましては、「3 応募団体名」に記載のとおり、森林組合あおもりの 1 団体から応募がありました。

引き続き 4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっており、青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の得点の合計は、105.24 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第187号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、浅虫温泉森林公園であります。

「2 選定方法」につきましては、議案第186号と同様となっております。4ページを御覧ください。

応募者につきましては、「3 応募団体名」に記載のとおり、一般社団法人浅虫温泉観光協会の1団体から応募がありました。

引き続き4ページ及び5ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、93.42点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日から5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第186号及び議案第187号について一括して御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第186号について採決いたします。

議案第186号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第186号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第187号について採決いたします。

議案第187号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第187号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第188号「公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村公園）」から議案第191号「公の施設の指定管理者の指定について（北中野農

村公園)」までの計4件の議案については、当該施設が同一の条例により設置されているものであり、関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら4件の議案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 議案第188号から議案第191号につきましては、青森市農村公園条例で位置づけられた施設として関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

対象となる施設は、郷山前農村公園、杉沢農村公園、本郷農村公園及び北中野農村公園の4施設となっております。

お手元に配布しております議案第188号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、郷山前農村公園であります。

「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で155点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、これまで説明のあった他の施設と内容が同様でありますことから、説明を割愛させていただきますが、非公募の場合といたしまして、最低得点に満たない場合は、申請書を再提出していただくこととしております。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、郷山前町内会で、現在の指定管理者であります。

引き続き、3ページ及び4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております。青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の得点の合計は、98.44点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第189号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、杉沢農村公園であります。

「2 選定方法」につきましては、議案第188号と同様となっております。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては杉沢町内会で、現在の指定管理者であります。

引き続き3 ページ及び4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、99.11 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第190号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、本郷農村公園であります。

「2 選定方法」につきましては、議案第188号と同様となっております。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、本郷町内会で、現在の指定管理者であります。

引き続き3 ページ及び4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は99.98 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

続きまして、議案第191号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、北中野農村公園であります。

「2 選定方法」につきましては、議案第188号と同様となっております。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、北中野町内会で、現在の指定管理者であります。

引き続き3 ページ及び4 ページを御覧ください。

候補者の選定審査を行った結果、得点の合計は、100.46 点となっており、応募資格及び採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第188号から議案第191号について一括して御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 農村公園ですので、公園だと思うんですけども、公園の管理といえば、草刈りくらいかなと思うんですけども、一応、管理内容を教えていただければと思います。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 指定管理の内容でしょうか、それとも巡回とか、そういう話でしょうか。

〔天内委員「公園の管理の内容というか、指定管理の内容」と呼ぶ〕

○加藤文男農林水産部長 指定管理の内容ということでよろしいでしょうか——はい。細かい話になりますので、担当のほうから説明させていただきます。

○今野恭男農地林務課長 農地林務課の今野と申します。

管理内容としては、草刈りがメインですけれども、日々の見回りやゴミ拾い、清掃などをやっております。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ここの地域を見ると、トイレがついているところとついてないところがあるのですけれども、まず、トイレがあるのかないのか分かりますか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 担当課長のほうから説明させます。

○今野恭男農地林務課長 トイレは全ての施設についております。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 反対とか、そういうことではないのですが、以前、郷山前の農村公園のトイレに鍵がかかかっていて、使いたくても使えなかったという声がありましたので、ここは町内会が管理していると思うんですけれども、事情があったのかもわかりませんが、一応、伝えておきたいと思えます。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第 188 号について採決いたします。

議案第 188 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 188 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 189 号について採決いたします。

議案第 189 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 189 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 190 号について採決いたします。

議案第 190 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 190 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 191 号について採決いたします。

議案第 191 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 191 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 192 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡交流センター）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 議案第 192 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第 192 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市浪岡交流センターであります。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 165 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、さきに説明のあった他の施設と内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、浪岡商協の 1 者となっております。現在の指定管理者であります。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております。青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値であります応募団体の得点の合計は、118.17 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第192号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 地域交流センターですから、あびねすでよいかと思うんですけど、以前、前の指定管理者が管理を継続できなかったことがありましたので、日頃から注視をしておりますが、最近、あびねすの取組がテレビなどで報道されたりしております。最近はやいことをやっているなど思っておりますが、一応心配なので、経営状況とか、新しい取組などについてお知らせいただければと思います。

○中村美津緒委員長 浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 経営状況につきましては、浪岡商協という団体が、青森市浪岡商業協同組合、それから青森市浪岡商工会の2団体で構成されている団体であります。

もともとの母体であります、青森市浪岡商業協同組合でやっていた事業収入が滞って、近年、積み立てていた金額が少なくなってきたということがあるのですが、今年度から新たな事業を行うということで、今後も安定した経営が見込まれるということで、そのところは全く心配しておりません。

また、新たなあびねすの取組ということですが、まず、あびねすの本体の交流センターの部分で様々な事業を展開しておりますし、そのほか、所管しておりますリンゴ園地や冷凍保存施設でも、例えば、観光客が来れば、リンゴのもぎ取り体験をさせたりですとか、冷凍保存施設でも夏に雪を実際に子ども達が触れるといった体験コーナーも設置しております。その辺については好評いただいているところであります。また、今後の新たな事業について、交流センターでありますので、浪岡地区のみならず、観光客の皆様も交流できる新たな取組については、今後、検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 もう1点お聞きします。今、浪岡事務所副所長から雪室の施設が出たので、そこも気になっていましたが、住民から全く使われていないですけれども、多額の予算をかけて造った施設の割には効率よく使われて

いないという厳しい意見が住民から寄せられていますが、浪岡商協では新しい取組・使い方を考えているのでしょうか。

○中村美津緒委員長 浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 正式名称は低温熟成施設と申しておりますが、低温熟成施設は研究施設という位置づけであります。どなたでも冷蔵庫を利用したいということで使える施設ではなくて、あくまでもそこで様々な研究をしていただき、浪岡地区の今後のために使っていただくといった内容のものであります。ちなみに申し上げますと、今現在、弘前大学のほうで新種のリンゴの保存実験を昨年実施しております、今年度につきましても、弘前大学のほうから使用したいという連絡ももらっておりますので、今後もそういった形で続けていきたいと考えております。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 192 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 193 号「公の施設の指定管理者の指定について（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 議案第 193 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第 193 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビルの 2 施設をこれまで同様、一括管理するものであります。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、各項目、合計で 155 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、これまでに説明のあった他の施設と内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、特定非営利活動法人あおも

りみなとクラブの1者で、現在の指定管理者であります。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております、選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の得点の合計は、117.89 点となっております。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第193号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第193号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する、市当局の意見・対策等について説明を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 請願第5号「新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願」につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願第5号につきましては、引き続き、新型コロナウイルスの影響が発生している事業者に対して、支援を目的とした給付金事業を行うこと。この給付金事業は、影響が出ている全ての業者に届くようにし、申請はできるだけ簡素にすることという内容であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国内経済はもとより、市内経済に多大なる影響を及ぼしております。

このような中、八戸市や弘前市において、前年同月比で売上げが20%以上減少した月が存在する事業者に対し支援金を給付する事業を実施しているこ

とは承知しております。

本市におきましては、国、県の事業者支援を踏まえ、地域の実情に応じて必要となる自主的な取組を県内はもとより、全国の自治体に先駆けて実施することにより、地域の仕事を守るとの考えの下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、簡素な手続により様々な事業を実施してきたところであります。他都市において実施しております補助金等のように、対象者の要件として、売上高が前年同月比で20%以上減少したことや前年度に一定の事業収入があることなどの要件を設ける場合、申請における必要書類として、売上台帳、事業実施計画書、収支予算書等の数多くの書類の提出を求める必要が生じるところであります。本市がこれまで実施してきた補助制度におきましては、事業者の御負担とならないよう、売上高の減少などの要件は設けず、できる限り申請手続を簡素化しているものであり、事業者や関係団体等から、分かりやすく、申請が楽で助かったといった声も多く寄せられているところであります。

現在実施中の青森市プレミアム付商品券事業による消費喚起に加え、本定例会の開会日に御議決いただきました事業継続支援緊急対策事業（新しい生活様式対応支援）におきまして、飲食・小売業等の19業種を対象に、事業所・店舗等の新型コロナウイルス感染症感染防止対策に対する経費の一部を補助することにより、感染拡大防止と経済活動の両立に向け支援してまいりますとともに、今後におきましても、売上げ減などの難しい要件や多数の書類の提出を求めることのない形で、市内事業者が感染防止を図りながら営業を続けられるよう支援していくこととしておりますことから、給付金事業を実施するという考えはありません。

説明は、以上でございます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 今、請願に対して、給付金事業を執行する考えはないというお話があったのですが、何点か質問していきたいと思うのですが、まず、先ほど市では様々な対策をやっているという話があったのですが、一方で、簡素な手続にかかわらず、固定資産税の減免は多くの予算が執行されずに残っていたりという状況もあったと思いますし、幅広い業者が支援を受けることができるという制度が市では非常に少ないと感じているのですが、その点の見解について、少し示していただいてもいいでしょうか。

○中村美津緒委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 固定資産税の予算の執行残というお話でありますけれども、こちらで予算の積算をする際に、事業者数がなかなか把握できず、経済センサスといわれる国の統計を基に事業者数を積算し、このうち、賃貸で

営業している事業者も分からない状況でしたので、全数を基にしたもので、予算の執行残が出てしまったということでもあります。

対象業種でありますけれども、これまで市が実施してきた事業においては、国、県も様々な事業を実施しておりますけれども、それらの対象とならなかった業種までも含めて、できるだけ幅広い業種の方にも支援が届くように設定させていただいているものと思っております。

○中村美津緒委員長 山脇委員。

○山脇智委員 固定資産税については、本当は申請したかったという業者も非常に多かったのですけれども、間取りの図面をつけたりですとか、なかなか書類の手続が実際には大変だったという声を多く聞いていまして、また、金額的にも少なく、申請にまで至らなかったという部分では、なかなかその業者の経営を支援するということまでには――当然、手助けにはなりませんでしたけど、真水での支援という部分にはならなかったと思います。

私が言ったのは、対象業種は幅広いのですけれども、今の市の支援制度だと、その業種の中でも非常に恩恵を受けれる業者、受けれない業者というのが出てしまっていると思います。

まず、事業継続支援についてなんですけれども、緊急対策事業に新しい生活様式対応支援とついているとおり、コロナ関連対策のための物品を購入したり、店内改修を行った場合に、それに対して助成となっているので、直接的な経営の支援という部分にはなかなかつながらない。当然、重要な事業で、コロナ対策、感染を防止するという面では非常に重要な事業だとは思いますが、経営支援につながっているのかどうかというと、私は疑問に思うのですが、見解をお願いします。

○中村美津緒委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 現在、コロナ禍という状況の中において、店舗であったり、事務所であったりといったものを営業していく上で、必ず何らかの対策が必要だと認識しております。ですから、必要となる経費を助成することで、経営を支援していくということです。

全く必要としない方もいらっしゃるというのであれば、話は別ですけれども、ほとんどの事業者の方が様々な対策を取って、感染防止に取り組まれておられますので、その分の経費を助成するということでもあります。

○中村美津緒委員長 山脇委員。

○山脇智委員 もちろん今おっしゃられたことは分かるのですけれども、4月1日以降という部分で努力を行っているのはわかるのですけれども、やはり経営が落ち込んでいる部分に対しての支援ということにはつながらないし、特に飲食店に関しては、パーティションで区切ったり、店内の空調設備を整えたり、大変な努力がこれから必要となってくるので、それを支援するとい

うのは分かるんですけど、一方で、今、第3波が来ている状況で、青森市内でも感染者が散発的に出ている状況の中で投資をしても、その投資分賄われても、売上げ減というのは食い止められない状況で、先日、竹山議員が一般質問で、知り合いの店3店舗が店を閉めるというお話がありましたけれども、当然、多くの業者が年末に向けて、経営が困難という厳しい状況を手助けする事業なのかどうかという部分では、来年に向けては、ワクチンの開発なども進んでいますし、コロナが終息する予断をもっていないですけれども、それまで市内の業者が経営を続けられる事業という部分では、市のものが少ないのではないかと考えているのです。それとプレミアム付商品券事業は、3000円というお得感もあって、使い手側には非常に好評で、今までのそういう商品券事業では一番優れたものだというお話も聞いて、非常に良い事業だとは思いますが、一方で、恩恵を受ける事業者にはばらつきがあると思いますか、特に、今、飲食が落ち込んでいますけれども、飲食が落ち込んでいる理由は、感染を避けるために店に行かない、会食しないとなってしまっていて、そういう中でプレミアム付商品券があるから飲食に行こうとはならないため、使われている店舗や業種によってもすごくばらつきがあって、全体的な支援につながらない。もちろん、経済効果は見込めますし、支援にはつながっているのですが、全体の支援、要は売上げが落ち込んで、経営が困難になっている業者への支援につながっているかどうかという部分では、限定的な部分もあるかと思うのですが見解をお願いします。

○中村美津緒委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 本市でも飲食店クラスターが発生するなど、それに伴って、市民の方々の外出頻度が減って、忘年会を行わない方が増えるということなど、飲食店事業者にとっては非常に厳しい状況であると認識しております。また、飲食店事業者に限らず、全般的なコロナの感染拡大に伴って、地域における消費活動であったり、経済活動であったりというのは低迷しているかなと思っております。

市としては、そういう地域の経済活動や経済状況、コロナの感染状況を見据えて、今後の事業者支援を展開していきたいとは思っています。

○中村美津緒委員長 山脇委員。

○山脇智委員 最後になるのですが、市では様々な事業に取り組まれていると思いますけれども、今、収入が落ち込んで、年内に店を閉めなければならない、こういう苦境に立たされている業者が多くいる中で、そういった業者に対する支援、そういった業者が経営を続ける希望が持てる支援というのがないように感じております。そういう面では、弘前市や八戸市のように給付金事業を行って、直接的な真水での支援、これが今一番必要な支援になってきているのではないかなということで、私はこの請願については採択

していただきたいという意見を述べて終わります。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。橋本委員。

○橋本尚美委員 この請願に対して、会派の中でいろいろ意見交換をしてまいりました。

本市の事業者向けの支援は、他市に比べて、内容が薄いまたは数が少ないのかどうかということを改めて理事者の方から御説明していただければと思います。これまでやってきたことで、数なり、概要でも結構ですので、幾つか挙げていただければと思います。

○中村美津緒委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 これまで実施した市の事業の概要ということでよろしいでしょうか。これまで実施した市の取組を御紹介させていただきますけれども、まず3月に、コロナが発生したということで、早急に経営相談窓口を設置いたしまして、その相談窓口で融資制度を創設し、実行させていただきました。5月には、コロナ対策の最初の補助事業でありますけれども家賃補助をさせていただき、次に、業種を増やして、感染防止拡大に取り組んでいる事業者にも支援を行っております。また、家賃支援については、賃料を払っているお店しか対象にはならなかったのですが、自己所有の方からも支援をお願いしたいということで自己所有物件事業者に対しても支援を行っております。また、先ほど、山脇委員からもお話がありましたプレミアム付商品券事業であったり、先議で御議決いただきました新しい生活様式対応支援など、色々な形で市内の事業者にも御支援させていただいていると思っております。

○中村美津緒委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 総合的に見て、例えば、突出して本市が独自に事業者向けというポイントではないものの、事業者の家族支援ということになるのか、家庭支援であったり、子ども支援であったり、総合的な面で、角度が違う形でサポートをこれまで本市はしてきたのではないかとということを鑑みて、今回のこの請願には我が会派としては賛同し得ないということで本日まいりました。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

本請願については、採択に反対との意見がありましたので、起立により採決いたします。

本請願については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立多数であります。

よって、請願第5号については、採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号「学校給食に関する請願」を議題といたします。

本請願に対する、市当局の意見・対策等について説明を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 請願第6号「学校給食に関する請願」につきまして、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第6号につきましては、小・中学校の全児童・生徒の給食費を無料にすることという内容であります。

学校給食を運営するに当たっては、学校給食法第11条の経費の負担の規定を基本に、義務教育諸学校の設置者である市が施設・設備の修繕費や光熱水費、調理等に必要な人件費等を負担しており、保護者の皆様には学校給食費として給食に係る食材費のみを負担していただいております。

この給食材料費の令和2年度当初予算における学校給食費は、小学校では約7億1000万円、中学校では約4億4000万円、合わせて、約11億5000万円となっております。

また、学校給食の運営においては、このほか、光熱水費や施設の維持管理費、臨時調理員の人件費などで約7億9000万円を予算措置しており、歳出合計にすると21億4000万円に及ぶものであります。

学校給食は、設置者と保護者との協力により円滑に実施されるべきものであり、本市における持続可能な財政運営を考慮すると、保護者の皆様にも適切に負担をしていただくことが必要であります。

新たに多大な財政負担が生じる学校給食費の無料化については、考えていないところであります。

したがって、請願第6号の給食費の無料化については考えていないところであります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 意見を申し述べます。請願の趣旨は、この文章にもありますけれども、改めて、憲法では義務教育はこれを無償とする、文部科学省では自治体の予算による補助で保護者負担を軽減、または負担なしとすることが可能であるなど、根拠が示されております。

先日、学校給食無料化を目指す青森市民の会から議長に対して、署名が提出されました。そのときは2088筆ですけれども、今も続々と集まっているようです。

今回、署名を集めて運動した方々からの声では、安易に無料だからいいよ

ねという声もあるのですけれども、多かったのは教育の一環として無料化すべきでないかと、そういう切実な声も寄せられたと聞いております。

県内で無料化が行われているのは、去年と比べて1つ増えて8市町村です。一部負担も21市町村ですね。そういった中で、県内でも財政を調整しながら無料化の動きが広がってきていると思います。

先般行われた横浜町長選挙でも学校給食の公約を掲げた方が当選していらっしゃると思いますので、そういった動きが広がってきているものと私は思っております。

大事なこととして、全国的に子ども食堂というものが広がっていきまして、子供の貧困が叫ばれる中で子育て世代への力強い応援策となるということがあると思います。もう一つは、本市の人口減少対策として、今、約28万人から27万いくらになったと聞いております。人口流出を抑え、他の地区からの流入も期待されるということで、私はそういった意味でも必要でないかと思っております。

最後ですけれども、それぞれの自治体で財政状況は違うのですけれども、県内8市町村が無料化、一部補助を13市町村が行っています。財政が厳しいと言うかもしれませんが、財政は絶対的な障害の根拠にはならないと私は思っています。なぜならば、やっている自治体があるからであります。ですから、教育を重点にするかどうかという考え方だと思っておりますので、ぜひ採択をするべきだと思います。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。橋本委員。

○橋本尚美委員 この案件に関しましても、会派で議論してまいりました。

まず、有料か無料かどちらがいいかと聞けば、それはただがいい、無料がいいと答えるだろうということもあります。一方では、今の負担を据え置いても内容の充実を求めるとの声も実際にあります。そして、これは今回市に求めている請願であって、財源の9億数千万円についての提案、名案があるのかどうか。また、優先すべきことは、教育現場でもハード面・ソフト面双方で優先すべきものはあるのではないかと。また、現行でも困窮世帯には負担ゼロになっているという様々なことを鑑みて、この請願に対しては、賛成できないとまとまりました。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 私も、無料にしてほしいという親の声を聞きます。ただ、予算の話もあるでしょう。先ほど、橋本委員も言っていましたけれども、給食の中身をもっとよくしてほしいという話もあります。ただ、この委員会では、予算の話を言われますけれども、予算の中身をもっともっと詳しく教えていただきたいという思いがあります。どこまで難しいのかということ

もっと具体的に知りたいという思いもありますので、これは、委員会としては、ぜひもう少し勉強させていただきたいということで、継続審査にさせていただければありがたいなと思います。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 この請願は今回で2度目になりますので、請願を出した学校給食の無料化をめざす青森市民の会からも実際に意見を聞く場を設けた方がいいのではないかなと思います。その上で、しっかりと審議すればいいと思います。私も継続審査に賛成です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

請願第6号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第6号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第6号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立多数であります。

よって、請願第6号については、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願についての審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)